

平成 29 年 3 月 31 日

## 関東経済産業局の「特許室」は「知的財産室」に変わります

関東経済産業局の「特許室」は、4 月より「知的財産室」に名称変更を行い、知的財産に関して営業秘密、農業分野を含め、横断的な課題に対応してまいります。

### 1. 概要

平成 28 年 8 月 26 日に開催した産業構造審議会知的財産分科会での議論を経て、取りまとめた「地域知財活性化行動計画」の基本方針その1「着実な地域・中小企業支援の充実」において平成 29 年 4 月より営業秘密、農業分野を含め、横断的な課題に対応するため、経済産業局等の「特許室」を「知的財産室」に改組することが決定されました。

それを受けて、平成 29 年 4 月 1 日より関東経済産業局の「特許室」を「知的財産室」に名称変更するとともに知的財産に関して営業秘密、農業分野を含め、横断的な課題に対応していきます。

### 2. 名称変更日

平成 29 年 4 月 1 日

### 3. 変更後名称

関東経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

### 4. 名称変更に伴う体制強化

(1) 知的財産に関する相談のワンストップサービス

- ① 営業秘密、標準化、地理的表示(GI)、種苗の育成者権、著作権等の知的財産権に関する相談のワンストップサービスを実施します。

(2) 営業秘密、標準化、地域ブランドに関する事項の関係機関との連携

- ① 中小企業における営業秘密及び標準化活用について局内外の関係者との連携の強化を図ってまいります。
- ② 地域ブランド推進について農政局との連携の強化を図ってまいります。

(3) 地域知財活性化行動計画の推進

- ① 関係機関との密接な連携の下、各地域の実情に応じた支援を実施してまいります。
- ② 地域の先駆取組事例などの発掘を進めていきます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局総務企画部総務課長 五十嵐

担当者： 釜田、新井

電 話： 048-600-0213 (直通)

048-601-1310 (FAX)